

令和2年度調達改善計画の年度末自己評価概要
(対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

総務省

令和2年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の改善

- ・ 調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期契約、執行期間の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間 20 日間以上の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間 30 日間の確保に努めた。
- ・ 調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めるとともに、併せて SNS でも発信した。

② 仕様内容の充実

- ・ 調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。

③ 仕様書の中立性の確認等

- ・ 仕様書の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様書の中立性の確認を行った。

④ 電子調達システムによる調達推進

- ・ 入札者の利便性の向上、調達事務の効率化を図るため、電子調達システムの利用の促進に努めた。
- ・ 電子調達システムの普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めるとともに、民間側及び省庁側の利用者講習会を開催した。
- ・ 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書

面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、入札・契約手続における電子調達システムの利用徹底について契約担当部局に要請するとともに、ホームページにおいて、電子調達システムによる入札・契約が可能であることを周知した。

⑤ 一者応札の検証

- ・対象の調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの、入札不参加となった者に対しては、調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。
- ・過去2年以上連続で同一者の一者応札（応募）となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの（ただし、特定政府調達契約（WTO 政府調達）は除く）について、一般競争入札から公募随意契約へ移行する手続を定めた。
- ・総務省契約監視会において、一者応札となった調達を含む課題等について助言を受け、調達要求部局、契約担当部局に共有した。

◇取組の効果

- ・一者応札率（本省・地方）：29.1%
平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均：24.1%
令和元年度：29.6%
- ・上半期契約締結率（本省・地方）：64.5%（令和元年度：60.6%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・前年度1者応札の案件で30日間以上の公告を行った78件のうち14件が複数者応札となった。
- ・電子調達システム利用状況
電子入札率（本省・地方）：87.3%（令和元年度：83.2%）
電子応札率（本省・地方）：50.5%（令和元年度：46.7%）
※電子入札率＝電子応札可能件数／競争入札契約締結件数 ※電子応札率＝電子応札者数／応札者数

◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、一者応札が継続している調達については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討するほか、一者応札となった個々の調達の原因を分析・共有した結果、次回の調達時において、適切に改善策が講じられたか確認する等の取組の強化を検討する。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

① (1)の取組の徹底

② 総合評価落札方式の採用

- ・専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

- ・選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達部局において審査を行った。

◇取組の効果

- ・上半期契約締結率（本省・地方）：75.2%（令和元年度：71.5%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：355件（令和元年度：301件）

◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、一者応札が継続している調達については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討するほか、一者応札となった個々の調達の原因を分析・共有した結果、次回の調達時において、適切に改善策が講じられたか確認する等の取組の強化を検討する。

(3) 情報システムに係る調達

① (1)の取組の徹底

② 外部有識者の活用

- ・CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。
- ・総合評価落札方式の調達案件についてCIO補佐官を評価者に含めることを徹底した。
- ・入札結果や一者応札の分析結果等をCIO補佐官に提供し、CIO補佐官の評価内容書を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

③ 総合評価落札方式の採用

- ・仕様内容に専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

◇取組の効果

- ・上半期契約締結率（本省・地方）：55.5%（令和元年度：50.8%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：32件（令和元年度：25件）

◇今後の取組

これまで実施してきた対策を継続しつつ、一者応札が継続している調達については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討するほか、一者応札となった個々の調達の原因を分析・共有した結果、次回の調達時において、適切に改善策が講じられたか確認する等の取組の強化を検討する。

I. 2. 随契の見直し（総務本省及び地方支分部局等の取組）

① 競争性のある契約への移行の検討

- ・競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ実施に努めた。

◇取組の効果（件数及び全契約件数に占める割合）

- ①競争性のない随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：209件（11.0%）
（令和元年度 同契約件数及び同率：219件（11.2%））

※競争性のない随意契約締結率＝競争性のない随意契約件数/全契約件数

- ②企画競争による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：453件（23.8%）
（令和元年度 同契約件数及び同率：531件（27.1%））

※企画競争による随意契約締結率＝企画競争による随意契約件数/全契約件数

- ③公募による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：103件（5.4%）
（令和元年度 同契約件数及び同率：105件（5.3%））

※公募による随意契約締結率＝公募による随意契約件数/全契約件数

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

II. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の強化（総務本省及び地方支分部局等の取組）

上記 I 参照

◇取組の成果

上記 I 取組の成果参照

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

① 一者応札改善のための取組

上記 I 1 参照

② 随意契約の見直し

上記 I 2 参照

◇取組の効果

- ・一者応札率（地方）：24.3%

平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均：21.7%

令和元年度：25.1%

- ・随意契約（件数及び全契約件数に占める割合）

競争性のない随意契約（地方）	： 96件/13.6%
	（令和元年度 109件/15.0%）
企画競争による随意契約（地方）	： 69件/9.7%
	（令和元年度 125件/17.2%）
公募による随意契約（地方）	： 51件/7.2%
	（令和元年度 54件/7.3%）

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声かけを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。

Ⅲ. その他の取組について

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）

汎用的な物品等の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進することで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

3. その他（総務本省の取組）

① 旅費業務の効率化

・ ICカード乗車券利用については、継続して実施した。

ICカード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底した。

② 国庫債務負担行為の活用

・ 令和3年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い予算要求する。

③ クレジットカード決済による調達の推進

・ 水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。

④ 会計事務職員等のスキルアップの取組

・ 公共調達業務マニュアルの改正を6月及び12月に行った。

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度調達改善計画						令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	Ⅲ. 1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)	<p>一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。</p> <p>下記①から⑨の取組を行う。</p> <p>引き継ぎ、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。</p> <p>なお、本取組については、今年度から、総務本省及び地方支分部局等の取組として拡大するものである。</p>				一者応札率が過去3カ年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※令和元年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成28年度から平成30年度平均:21%)。			下記のとおり			一者応札率(本省・地方): 29.1% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:24.1% ・令和元年度:29.6%	随時	一者応札率は、令和元年度に比べて0.5%減少したものの、目標である過去3ヶ年平均を下回ることができなかった。これまで実施してきた対策を継続しつつ、更なる対策を実施する必要がある。	これまで実施してきた対策を継続しつつ、一者応札が継続している調達については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討するほか、一者応札となった個々の調達の原因を分析・共有した結果、次回の調達時において、適切に改善策が講じられたか確認する等の取組の強化を検討する。	
		(1) 全ての調達の改善取組	<p>① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当当局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。 掲載の案件については、3者以上の者へ見積書の依頼を行う。</p> <p>② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当当局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。</p> <p>③ 仕様書中立性の確保 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確保を行う。</p> <p>④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。</p> <p>⑤ 事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部局に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p> <p>⑥ 一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに次回の調達時に改善策を反映させる。 ウ. 一者応札が継続しているものは、公募随契への移行に向け課題等を整理するとともに、価格交渉の手法について他省庁の取組等を参考に検討する。</p> <p>⑦ 事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめた上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。</p> <p>⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>		A H24:本省 H29:地方	年度末	<p>前年度の上半期契約締結率(調整中)を上回ることを目標とする。</p> <p>全ての調達について、②から⑧の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確保」の取組において、調達要求時における複数者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。</p>	A H24:本省 H29:地方	<p>・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期の契約、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間20日間以上の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間30日間の確保に努めた。 ・調達予定案件を総務省HPで公表し、情報提供に努めるとともに、併せてSNSでも発信した。(4月、11月)</p>	B	<p>・上半期契約締結率(本省・地方):64.5% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:61.6% ・令和元年度:60.6% ・対象の調達案件について、20日間以上の期間を確保し、公告を行った。 ・前年度一者応札となった一般競争入札案件について、30日間以上の公告を行った78件のうち14件が2者以上の応札となった。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり			
			③ 仕様書中立性の確保			H24:本省 H30:地方			A H24:本省 H30:地方	仕様内容の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確保を行った。	A	-	仕様書中立性を確保することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			④ 契約額の適正化及び低廉化						A	調達要求部局に複数者からの見積書や経費算出書の添付を徹底させることで、適正な所要経費の算出に努めている。	A	-	調達要求部局による所要経費算出の時点で、客観性、合理性のある価格を設定することにより、契約額の適正化及び低廉化に寄与した。	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			⑤ 事前審査			H29:本省 H30:地方			A H29:本省 H30:地方	契約担当部局に合議し審査を行っている。インターネット等を利用し、市場価格の把握に努め、適正な予定価格の設定に努めた。	A	-	契約担当部局による審査を徹底することにより、Ⅲ. 1. の取組内容の確実な実施を図ることができた。	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			⑥ 一者応札の検証			H24:本省 H30:地方 ※本省においてR2から実施			B H24:本省 H30:地方	<p>・対象の調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの、入札不参加となった者に対しては、調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。 ・過去2年以上連続で同一者の一者応札(応募)となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの(ただし、特定政府調達契約(WTO政府調達)は除く)について、一般競争入札から公募随契契約へ移行する手続を定めた。(3月)</p>	B	-	<p>・入札不参加者へのアンケート又はヒアリングを行い、その理由を検証することで、改善策の検討に資することができた。 ・一般競争入札から公募随契契約への移行手続については、令和3年度から実施する。</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			⑦ 事後審査・管理			H29:本省 H30:地方			A H29:本省 H30:地方	総務省契約監視会(11月)において、一者応札となった調達を含む課題等について助言を受け、調達要求部局、契約担当部局に共有した。	A	-	課題等を共有することにより、競争正を確保する意識等の醸成に資することができた。	随時	上記のとおり	上記のとおり	
			⑧ 企画競争の適正化			H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 ※令和元年度の率は未集計のため、目標率は未確定。		A H24:本省 H29:地方	評価項目設定、選定結果の適正性について、契約担当部局に合議し審査を行った。	A	<p>企画競争一者応募率(本省・地方):67.5% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:64.5% ・令和元年度:55.9%</p>	随時	上記のとおり	上記のとおり		

		調達改善に向けた審査・管理の強化については、上記Ⅲ. 1及びⅢ. 2により取組を実施する。	①事前審査 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤により実施する。		A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑤により実施する。	年度末	A	H30	—	A	—	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。
			②事後審査・管理 上記Ⅲ. 1.(I). ⑦により実施する。		A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑦により実施する。		H30	—	A	—	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	
			③検証 ア. 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証する。 イ. 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が見込める取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。		A	H30	上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証を行う。 上記Ⅲ. 1.(I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が見込める取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。		H30	総務省契約監視会(11月)において、一者応札となった調達を含む課題等について助言を受け、調達要求部局、契約担当部局に共有した。	A	—	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	
IV. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)																	
○	○	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1.(1))	上記記載のⅢ. 1.(1)のとおり取組を実施	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、全ての項目について地方支分部局等の取組として拡大するものである。	A	H30	上記記載のⅢ. 1.(1)のとおり取組を実施	年度末	A	H30	—	B	一者応札率(地方):24.3% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:21.7% ・令和元年度:25.1%	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。
○	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、今年度から、地方支分部局等の取組として拡大するものである。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	年度末	H30	—	A	競争性のない随意契約 (地方):96件/13.6% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:105件/15.2% ・令和元年度:109件/15.0% 企画競争随意契約 (地方):69件/9.7% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:116件/16.7% ・令和元年度:125件/17.2% 公募随意契約 (地方):51件/7.2% 【参考】 ・平成29年度～令和元年度までの3ヶ年の平均:53件/7.7% ・令和元年度:54件/7.4%	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。	
IV. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)																	
	○	電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。		A	H29	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局は、入札業者の拡大のため、左記の対応に努めた。	A	電力契約実績 9官署で契約締結: 契約金額の前年度との比較 9,913,603円の減 ガス契約実績 3官署で契約締結: 契約金額の前年度との比較 88,581円の増	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施する。

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+:効果的な取組
・A :発展的な取組
・B :標準的な取組

その他の取組

調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)	継続	-	-	-
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。 ①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。	継続	国土交通省及び警察庁と共同で調達を実施。 ●実施状況(令和2年度) ・紙類:2,013,000円 ・蛍光灯:4,025,935円 ・トイレトーパー:10,187,454円 ・速記:46,278,144円 ・クリーニング:3,131,689円	-	引き続き共同調達を実施、推進することで、経費削減を図る。
2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局) 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。 ①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。	継続	-	-	各地方支分部局等の状況に応じオープンカウンター方式の活用を図る。
3. その他(総務本省の取組)				
① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	ICカード乗車券を活用し効率的な旅費の管理を実施。	-	引き続きICカード乗車券を利用することにより、事務効率化を図る。
② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	令和3年度予算要求において検討	-	引き続き調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為として予算要求を行う。
③ クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを行っている。	-	引き続きクレジットカード決済による事務の効率化を図る。
④ 会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施予定(オンライン実施)。 ・再委託手続の明確化等を内容とした公共調達業務マニュアルの改正を6月に行った。	-	引き続き研修の開催等を通じて会計事務職員のスキルアップを図る。

